



移動用発電設備の取扱いについて(その5)

11月号では、「出力10kW以上の移動用発電設備」の使用実態（使用場所、使用期間等）に基づいた電気主任技術者の選任方法等について解説します。

Q1

事業場や工場等に設置される定置式の発電設備と違い、移動用発電設備は様々な工事現場で、しかも、短期間の仮設電源として使用されるケースがほとんどです。このような使われ方をされる移動用発電設備について維持管理の保安監督者である電気主任技術者の選任はどのように行えばよいのですか？

A1

出力10kW以上の移動用発電設備については事業場等に設置される定置式の発電設備と同様、保安規制が課せられます。しかしながら、定置式の発電設備とは異なる使われ方をされるため、使用実態（使用場所、使用期間等）に合わせた選任方法等が、経済産業省から出された運用通達「移動用電気工作物の取扱いについて」の中で定められています。

Q2

運用通達「移動用電気工作物の取扱いについて」では電気主任技術者の選任方法等についてどのように定められていますか？

A2

運用通達では下記の通り定められています。

移動用電気工作物の取扱いについて

平成17・05・20原院第1号
平成17年6月1日
経済産業省原子力安全・保安院

- (1) (省略)
- (2) 移動用電気工作物に係る法第42条の規定に基づく保安規程の届出並びに法第43条及び電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第52条の規定に基づく主任技術者選任の届出及び申請の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。
 - ① 法第42条の規定に基づく保安規程の届出
(内容省略)
 - ② 法第43条及び規則第52条の規定に基づく主任技術者選任の届出及び申請
法第43条及び規則第52条の規定に基づく主任技術者選任の届出及び申請は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、使用する場所又はこれを直接統括する事業場に主任技術者を選任（～省略）し、当該移動用電気工作物を使用する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。

運用通達では「使用する場所」又は「これを直接統括する事業場」のいずれかに電気主任技術者を選任しなければならないこととされています。「これを直接統括する事業場」とはどのような事業場を指していますか？

さらに、「直接統括する事業場」及び「使用する場所」ではそれぞれ選任方法等がどのように定められていますか？

A3

下記「図1」をご覧ください。

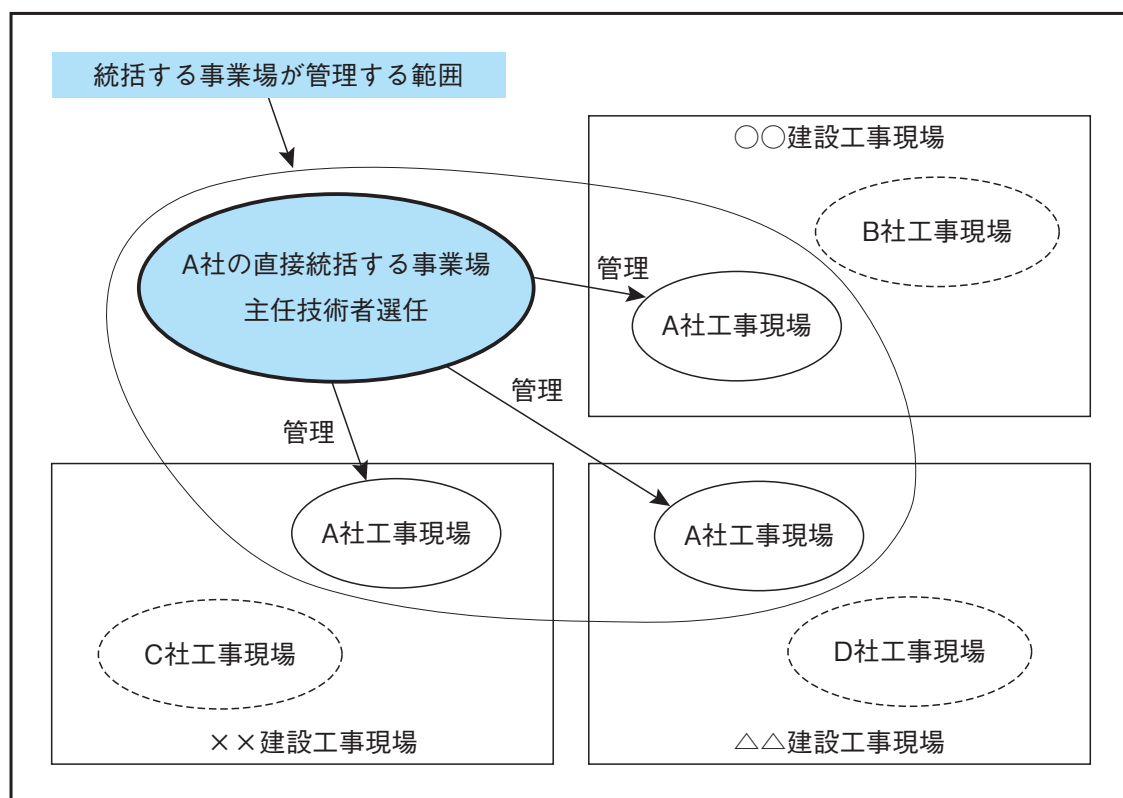
直接統括する事業場とは、一般的に建設会社等の「本支店等」が該当します。

電気主任技術者の選任方法等については以下の通りです。

例えば「A社」では移送用発電設備を使用する複数の異なる工事現場があると仮定します。つまり、「〇〇建設工事現場」、「××建設工事現場」、さらに「△△建設工事現場」とかいった具合に「複数の異なる建設工事現場」が存在すると仮定します。そして、A社では移動用発電設備を使用するこれら複数の建設工事現場を「直接統括する事業場（本支店等）」がある場合、工事現場ごとではなくて、この「直接統括する事業場（本支店等）」に、電気主任技術者を選任することができることになります。

直接統括する事業場（本支店等）に、電気主任技術者を「一人以上」選任することにより、この選任された電気主任技術者が維持管理の保安確保の監督者としての任を担うことで、個々の使用する場所（建設工事現場等）ごとに電気主任技術者を選任しなくてもよいことになります。

図1 直接統括する事業場（本支店等）にて電気主任技術者を選任する場合、太枠の中から電気主任技術者を選任することになります。



移動用発電設備を「使用する場所」（建設工事現場等）に、電気主任技術者を選任する場合は下記「図2」をご覧ください。

移動用発電設備を「使用する場所（建設工事現場）」ごとに電気主任技術者を選任することとなるため三人必要となります。

図2 使用する場所（建設工事現場等）に主任技術者を選任する場合、太枠の中から電気主任技術者を選任することになります。

